

R2年末

『訪問看護サービス質評価のためのガイドライン』に基づく事業所自己評価結果

実施日： R3年1月末

回答者： 訪問看護ステーションうららかスタッフ全員

番号	項目	点数（平均）
1	組織を運営するための理念を明示し、職員に徹底していますか。	3.7
2	利用者・家族が自己決定出来るように必要な情報を提供していますか。	3.3
3	事業運営の達成目標を決めていますか。	4.1
4	訪問看護事業に関する法律や制度の情報を把握していますか。	3.5
5	訪問看護事業所内で運営会議を定期的に開いていますか。	3.7
6	訪問看護事業の収支予測または損益の状況を判定し、経営の安定化を図って	3.1
7	経営診断を行う機関を確保し、経営管理に活かしていますか。	2.3
8	利用者確保の方策を検討し、実施していますか。	3
9	利用者が活用できる保健医療福祉施設やサービスの有無、利用状況などについて必要な情報収集を行っていますか。	3.6
10	職員全員が就業規則を理解していますか。	3.1
11	社会保険制度や労働基準法、社会保険関連法などの基準を適用しています	3.5
12	適切な人員配置や勤務体制を整えていますか。	3.4
13	管理者とスタッフの役割分担や業務調整を行っていますか。	3.1
14	訪問看護師として必要な人材を確保していますか。	3.3
15	利用者へサービスの内容をわかりやすく説明していますか。	4.1
16	サービスの申し込み方法や利用に関する手順を定めていますか。	4.2
17	24時間体制でサービス対応をしていますか。	1.6
18	訪問基準や業務基準を作成し、それに従ってサービスを提供していますか。	3.1
19	物品や衛生材料、消毒薬の管理は適切に行っていますか。	4
20	必要な医療機器を迅速に調達できる体制ができていますか。	3.4
21	訪問看護事業所としてスペースを確保していますか。	3.4
22	訪問看護の経過や結果を必要時主治医、関係機関、施設に速やかに報告して	4.3
23	提供した看護サービスの評価を定期的に行っていますか。	3.6
24	提供した看護サービスについて利用者・家族からの評価を受けていますか。	4.1
25	適切な感染対策を実施していますか。	3.6
26	感染予防について、スタッフに教育を行っていますか。	3.3
27	感染症が発生したときの対応方法を決め、それに従い実施していますか。	3.6
28	感染予防や感染症の早期発見のために、スタッフに必要な健康診断や検査を実施していますか。	4
29	感染性廃棄物の処理方法を明確にし、適切に管理をしていますか。	3.2
30	感染性廃棄物を排出する際は利用者に説明し、医療機関で適切に処理しているか	3.1
31	事故発生時等の対処方法を定め、適切に対処していますか。	3.5
32	利用者に対する補償対策を立てていますか。	3.7
33	管理者、職員に対する補償対策を立てていますか。	3.9
34	利用者の急変時の対応ができますか。	3.3
35	災害に対する事前の対策を立てていますか。	3.6
36	訪問看護に用いる個人記録の様式は、サービスの評価や事業の運営管理に活用できるように整理していますか。	4.1
37	記録方法の統一を図っていますか。	4.3
38	コンピューターなどOA化による情報管理システムを導入し、効率化を図って	4.5
39	守秘義務、個人情報保護の方策をとり、適切な方法で訪問看護記録を管理し、また、記録開示の手順を整え、適切な対応ができますか。	3.9
40	採用時に訪問看護の教育プログラムを実施していますか。	2.8
41	スタッフの能力に応じた必要な研修を決め、採用後も研修の機会を提供して	2.8
42	スタッフの行っている看護が適切であるかどうか常に把握し、適切な助言・指導を行っていますか。	2.8
43	スタッフの助言・指導を行うための機会を設定していますか。	2.8
44	管理者は、必要に応じてスタッフと同行訪問し、適切な助言・指導を行って	2.8
45	定例のカンファレンスや事例検討会を実施し、適切な助言・指導を行って	3.3
46	訪問看護の水準、質の継続的な向上を図るために、倫理的に配慮した研究活動を行っていますか。	2.6
47	社会の変化・制度に関する情報収集、学習会や研究会を行っていますか。	2.4
48	デイサービスやホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具の給付など社会資源を活用するための助言を行っていますか。	3.1
49	利用可能な施設を選択するための助言を行っていますか。	3
50	保健医療福祉などの担当者の間で十分な話し合いを行い、連携しています	3.6
51	主治医と連携していますか。	4.1
52	医療機関や介護老人保健施設、介護老人福祉施設など入所施設と連携して	3.4
53	市町村の保健部門や保健所などと連携していますか。	4
54	行政の福祉課、介護保険担当課、社会福祉協議会、福祉事務所と連携して	3.3

55	連携	他の訪問看護ステーションや在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、ヘルパーステーションと連携していますか。	3.6
56		保健医療福祉の関係機関の間に協議会や推進委員会があり、定例の調整会議などの企画・運営に参加していますか。	2.8
57		保健医療福祉の関係機関との定例の調整会議では積極的に発言し、活発な討議をしていますか。	2.3
58		様々な機関や関係者間の調整を円滑に行っていますか。	3.2
59		患者・家族会と連携していますか。	3
60		ボランティア・自主グループなどと連携していますか。	2.4
61	アセスメント・計画・評価	必要な情報を的確に把握し、利用者のニーズを判断していますか。	3.4
62		生活環境を的確に把握し、助言、調整を行っていますか。	3.4
63		利用者のニーズをもとに、具体的な計画を立てて看護を提供していますか。	3.6
64		利用者や家族の健康状態、自立度などを評価し、適宜計画の見直しを行って	4.1
65	日常生活・療養生活のケア	利用者の病状を把握し、適切なケアや助言を行っていますか。	3.8
66		食事（心身の機能に応じた食事）の観察と適切なケアを行っていますか。	3.1
67		排泄の状態の観察と適切なケアを行っていますか。	3.3
68		清潔の状態の観察と適切なケアを行っていますか。	2.9
69		利用者・家族に十分な服薬指導を行っていますか。	3.3
70	医療処置	医療依存度の高いケースの在宅ケア継続の可否判断を的確に行っています	2.5
71		医療依存度の高いケースについて処置や指導を行う場合、適切かつ安全に看護技術を提供していますか。	2.8
72		利用者・家族が行う医療処置に対し、安全性の確認と必要な援助を行ってい	2.5
73		在宅で用いる医療機器について、利用者・家族へ使用方法や緊急時の対処方	2.3
74		法について十分説明していますか。	2
75	リハビリテーション	障害に対するリハビリテーションや寝たきり予防のための必要なケアと助言を行っていますか。	3.3
76		日常生活動作の維持・拡大のために適した機能訓練の助言を行っています	3.6
77		リハビリテーションの専門スタッフや関連職種と連携し、ケア方針を共有し	3.4
78		デイケア・デイサービス、機能訓練教室などを利用するための助言、調整を行っていますか。	2.6
79		リハビリテーションを行う上での安全性の確保と助言を行っていますか。	4
80	感染管理	感染予防について利用者・家族へ適切に指導していますか。	3.2
81		感染症に罹患している場合、利用者・家族へ適切に処置を行い、対処方法を指導していますか。	2.8
82		感染性廃棄物の取り扱いを利用者・家族へ適切に指導していますか。	2.3
83		在宅でのターミナルケアについて、利用者や家族、親族との間の合意ができ	1.7
84	ターミナルケア	最期を見取る方法と場所について、利用者・家族の合意が得られています	1.8
85		在宅でターミナルケアを継続するための関連職種によるチーム体制がとれて	2.4
86		病状や症状の観察と、優先度を配慮した医療処置、ケアを実施しています	3.6
87		安楽と苦痛緩和のために必要な看護技術の提供と助言を行っていますか。	2.8
88		死の受容を含め、精神的な側面への援助をしていますか。	2
89	精神的援助・権利擁護	受療の必要な精神症状や認知症状を早期に発見し、適切に対応していますか。	3.5
90		利用者や家族の精神的な悩みや不安を傾聴し、適切な援助を行っていますか。	4
91		利用者・家族が自ら権利を主張できない状況にある場合には、自己決定できるように支援し、適切な対応をしていますか。	3.4
92	家族支援	家族と利用者との間の良好な人間関係を保つための相談、助言を行っていますか。	4
93		介護者の健康管理と必要なケアを行っていますか。	3.9
94		急変時や介護力に変化があった場合、在宅ケアが可能か否かの判断を行って	2.9
95		家族介護力、ニーズについて判断し、適切な援助プランを立てていますか。	3.2
96		介護力を改善（介護代替者の確保など）するための働きかけを行っています	3.3
97		介護技術について家族へ適切に助言していますか。	2.5
98		急変時の手当ての方法、連絡方法等について助言を行っていますか。	3.6
99		家族の相談者として精神的な支えになっていますか。	3.8
100		経済的不安を軽減するための公的給付や各種手当の支給に関する情報提供と支援を行っていますか。	3.9

発行者：公益財団法人 日本訪問看護財団
『訪問看護サービスの質評価のためのガイドライン